

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ほうじん新春号 ◆「経営セミナー」のご案内 ◆「カップリングパーティー」のご案内
◆いちごプロジェクト（節電）のご案内

●本部等の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内 容 | |
|---|----|---|---------|---------------------------|
| 1 | 14 | 火 | 事業研修委員会 | 16:00 ~ 17:00 於:事務局会議室 |
| 1 | 29 | 水 | 新春講演会 | 17:00 ~ 18:00 於:ソラリア西鉄ホテル |
| 1 | 29 | 水 | 会員交流会 | 18:15 ~ 19:30 於:ソラリア西鉄ホテル |
| 2 | 5 | 水 | 新設法人説明会 | 13:30 ~ 16:30 於:福岡ガーデンパレス |

●支部の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内 容 | |
|------|----|---|-------------------|---------------------------|
| 毎月1回 | | | 大濠公園防犯パトロール（第5支部） | 19:00 ~ 19:45 於:大濠公園 |
| | | | 青少年対策パトロール（第1支部） | 16:00 ~ 16:45 於:天神地区（3丁目） |
| 1 | 10 | 金 | 租税教室（第13支部） | 11:10 ~ 11:55 於:野多目小学校 |
| 1 | 14 | 火 | 租税教室（第12支部） | 10:05 ~ 10:50 於:若久小学校 |
| 1 | 15 | 水 | 租税教室（第13支部） | 10:10 ~ 10:55 於:柏原小学校 |
| 1 | 17 | 金 | 租税教室（第13支部） | 10:30 ~ 11:15 於:弥永西小学校 |
| 1 | 21 | 火 | 租税教室（第12支部） | 11:05 ~ 11:50 於:長丘小学校 |
| 1 | 23 | 木 | 租税教室（第13支部） | 10:45 ~ 12:20 於:三宅小学校 |
| 1 | 24 | 金 | 租税教室（第13支部） | 14:40 ~ 15:25 於:鶴田小学校 |

●青年部会の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内 容 | |
|---|----|---|-------|-----------------------|
| 1 | 15 | 水 | 役員会 | 11:00 ~ 12:00 於:福新楼 |
| 1 | 29 | 水 | 賀詞交歓会 | 20:00 ~ 於:ビッグアップルスタジオ |

●女性部会の行事

| 月 | 日 | 曜 | 内 容 | |
|---|----|---|-------|-------------------|
| 1 | 12 | 日 | 会員の集い | 10:30 ~ 於:大濠公園能楽堂 |

(I) 税務カレンダー

本年最初の給与の支払日の前日

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出（提出先：給与の支払者）
- 1月10日 ●前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付）
- 1月31日 ●支払調書の提出
 - 源泉徴収票の交付（交付先：①所轄税務署長、②受給者）
 - 固定資産税の償却資産に関する申告書
 - 11月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
 - 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
 - 5月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
 - 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
 - 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）（消費税・地方消費税）
 - 給与支払報告書の提出（提出先：給与の支払を受けている者の住所地の各市町村）

1月中において市町村の条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

(II) 知らないで損する税情報

所得税の源泉徴収

税理士 堤 一 博

新年明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。
今回は、源泉徴収のお話をさせていただきます。

「平成30年度税制改正」で「働き方改革」を後押しするものとして、給与所得控除の控除額を引き下げ、基礎控除の控除額を引き上げる措置が、今年、つまり令和2年（2020年）1月から適用されます。この額はそれぞれ一律10万円ですので、基礎控除の控除額の増額分だけ給与所得控除の控除額を減額するというもので、各々10万円のプラス・マイナスで、いわば振替といえます。

この改正に伴い、令和2年分源泉徴収税額表（「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」）が改訂されています。これは、給与所得額の減額で、計算上、微妙な差が出るからで、**必ず**、令和2年分の税額表を使用してください。

今年の最初の給与の支給日までに受給者から提出された「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除申告書」といいます。）に基づいて、上記源泉徴収税額表を適用して毎月の給与等の源泉所得税を計算しますので、非常に重要な書類です。というのも、給与等の受給者に「月額表」の「甲欄」を適用するには、この書類の提出・保存が**必須**で、調査の際にこの書類を提示できなければ、「月額表」の「乙欄」の適用となります。「乙欄」の税額は、「甲欄」の税額の数倍で、源泉所得税の調査の際、この書類のないまま迂闊に「甲欄」を適用している場合には、追徴課税が行われています。この書類の提出・保存で「配偶者控除」、「扶養控除」、「障害者控除」、「寡婦（寡夫）控除」、「勤労学生控除」を受けることができるとされているからです。また、この書類がないと、年末調整も受けることができず、「乙欄」で課税された源泉徴収票を持って従業員ご本人が確定申告して精算することとなりますので、くれぐれもご注意のうえ、上記の所定の期日までに、確実に



「扶養控除申告書」を受理し、内容を精査しておいてください。

上記の「平成30年度税制改正」を受けて、扶養親族等の合計所得金額要件が改正され、令和2年分から適用されますので、扶養親族等に該当するかについては、下記の表を参考に判定してください。

扶養親族等が給与所得のみの場合は、最初に述べたように、給与所得控除額が65万円から55万円に減額されていますが、合計所得金額要件が38万円以下から48万円以下に引き上げられていますので、判定は令和元年分の計算と変わりません。ただし、その他の所得がある場合には、判定が変わることがあるかもしれませんから、ご注意ください。

| 扶養親族等の区分 | 合計所得金額要件 |
|------------------|--------------|
| 同一生計配偶者及び扶養親族 | 48万円以下 |
| 源泉控除対象配偶者 | 95万円以下 |
| 配偶者特別控除の対象となる配偶者 | 48万円超133万円以下 |
| 勤労学生 | 75万円以下 |

また、令和2年分の「扶養控除申告書」は、「住民税に関する事項」に「単身児童扶養者」の欄が追加されていますので、必ず変更後の様式であるかを確認してください。

対象者の範囲等については、税務署備付けの説明書「源泉徴収のしかた」をご利用ください（「源泉徴収のしかた」は国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】にも掲載されています。）。

年の中途で就職・転職した場合には、その時点で提出していただき、結婚や出産によって扶養者の数が変わったりした場合など、「扶養控除申告書」の内容に変更が生じた場合には、訂正しておく必要があります。

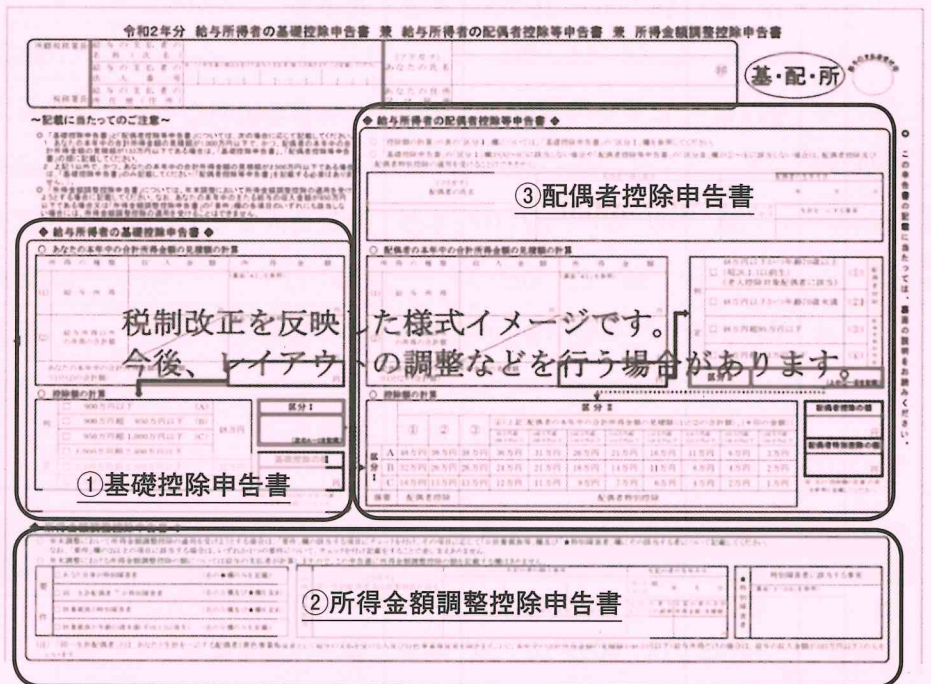
毎年の年末調整では、上述のとおり「扶養控除申告書」（当年中の異動内容を正確に反映したもの）のほかに、「保険料控除申告書」（控除証明書を含む）、「配偶者控除申告書」、また、住宅ローン控除を適用する場合には「住宅借入金等特別控除申告書」、年の中途で入社した場合には前職での「源泉徴収票」などが必要で、その内容をチェックなど、かなりの時間を要しています。

さらに、今年（令和2年分）の年末調整では、新たに①「基礎控除申告書」と②「所得金額調整控除申告書」が追加され、かつ、③「配偶者控除申告書」と合体した1つの様式となるようです。

名称は、「令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」と長いものです。

右のように3つの申告書が、同じ様式に盛り込まれているために、従来の作業よりもかなりの手間がかかりそうです。この新様式は、国税庁のホームページでご確認ください（執筆時点では、右のような暫定案がアップされています。令和元年（2019年）12月に発表予定のようです。）。

今年の源泉徴収事務は、年末調整を常に意識して、まずは、「扶養控除申告書」の内容を折に触れて確認し、年末調整のための下準備をしておく必要があります。令和2年分の年末調整については、また後の機会に触れさせていただきたいと考えています。



福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

| 年 | 月 | 日(曜) | 時間 | 主催 | 行事 | 会場 |
|-------|----|---------------|---------------|-------|----------|--------------|
| 2019 | 12 | 6 (金) | 15:00 ~ 16:00 | 本部 | 医療健康セミナー | ソラリア西鉄ホテル |
| | | 12 (木) | 13:00 ~ 15:30 | 本部 | 花いっぱい運動 | 舞鶴地区大正通り37花壇 |
| | | 18 (水) | 14:00 ~ 14:50 | 本部 | 正副会長会 | ソラリア西鉄ホテル |
| | | 18 (水) | 15:00 ~ 16:00 | 本部 | 理事会 | 〃 |
| 2020 | 1 | 29 (水) | 17:00 ~ | 本部 | 新春講演会 | ソラリア西鉄ホテル |
| | | 29 (水) | 18:15 ~ | 本部 | 会員交流会 | 〃 |
| | 2 | 5 (水) | 13:30 ~ 16:30 | 本部 | 新設法人説明会 | 福岡ガーデンパレス |
| | | 17 (月) | 14:00 ~ 15:30 | 本部 | 経営セミナー | 西鉄グランドホテル |
| | 3 | 18 (水) | 14:00 ~ 14:50 | 本部 | 正副会長会 | ソラリア西鉄ホテル |
| | | 18 (水) | 15:00 ~ 16:00 | 本部 | 理事会 | 〃 |
| | | 25 (水) | 14:30 ~ 17:00 | 本部 | 決算事務説明会 | 福岡ガーデンパレス |
| | 4 | 8 (水) | 09:30 ~ 16:00 | 本部 | 新社会人セミナー | 西鉄INN福岡 |
| | | 22 (水) | 14:00 ~ 14:50 | 本部 | 正副会長会 | 福岡ガーデンパレス |
| | | 22 (水) | 15:00 ~ 16:00 | 本部 | 理事会 | 〃 |
| | 5 | | | | | |
| | 6 | 3 (水) | 15:00 ~ 16:50 | 本部 | 第9回通常総会 | ソラリア西鉄ホテル |
| | | 3 (水) | 17:00 ~ 18:20 | 本部 | 講演会 | 〃 |
| 3 (水) | | 18:30 ~ 20:00 | 本部 | 会員交流会 | 〃 | |

※ 日時、会場が空白のところは未定です。